

国土入企第29号
平成30年2月16日

(公社) 全日本不動産協会理事長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



適正な価格による工事発注について

近年の技能労働者に係る就労環境の変化は大きく、これまでの建設投資の大幅な減少に伴って著しい低価格による受注が増加し、そのしわ寄せが労働者の賃金低下をもたらして、若年入職者が大きく減少してきました。

技能労働者の育成には一定の期間を要するものであり、このままでは、施工に必要な技能労働者の不足が一層激しくなり、近い将来、建設工事の円滑な施工に支障を生じるとともに、工事の品質にも影響が及ぶおそれがあったことから、平成26年6月4日、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「公共工事品質確保法」という。）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）、建設業法（昭和24年法律第100号）等の改正が行われ、公共工事品質確保法において、将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の育成・確保が基本理念として追加されています。

また、技能労働者の処遇改善に向けて、社会保険等への加入徹底を図るため、平成25年度から、国土交通省直轄工事の積算に用いる労務費の単価である公共工事設計労務単価において、必要な社会保険料の本人負担分を反映しているところです。

本日、平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）を決定・公表しました。これにより、平成29年3月から適用されている公共工事設計労務単価と新労務単価を比べると、全国平均で2.

されている公共工事設計労務単価と新労務単価を比べると、全国平均で2.8%、被災3県（岩手県・宮城県・福島県）の平均では1.9%の上昇となり、平成24年度の労務単価と新労務単価を比べると、全国平均で43.3%、被災3県の平均では58.3%の上昇となり、これらの労務費の上昇は、低価格受注のしわ寄せで著しく下落した技能労働者の賃金が回復しつつあることなどを示しています。

については、公共工事又は民間発注工事を問わず建設産業を巡る共通の課題である工事の品質確保及び将来にわたる担い手の確保・育成に向けて、適正な水準の賃金が発注価格に適切に織り込まれることが必要であり、貴団体におかれては、以上の取組等についてご理解をお願いするとともに、傘下の会員企業に対し、下記の取組を通じて、適正な価格による工事発注に取り組んでいただきたく、周知徹底方よろしく申し上げます。

記

1. 技能労働者の処遇改善に向けた取組を踏まえた適正価格による工事発注

公共工事設計労務単価は、公共工事の積算に用いる労務費の単価であり、約16万人の技能労働者の賃金実態調査に基づいて、原則毎年度、各都道府県・51職種ごとに決定しているものです。

このため、公共工事設計労務単価の上昇は、直接的には公共発注者が積算する予定価格の上昇につながりますが、これを技能労働者の処遇改善にもつなげるためには、建設業界全体が一定の共通認識を持った上で、取組を進める必要があります。国土交通省においては、これまでの5度にわたる公共工事設計労務単価の上昇（平成25年4月、平成26年2月、平成27年2月、平成28年2月及び平成29年3月）に際し、国土交通大臣、副大臣又は大臣政務官が建設業団体4団体に対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保等を直接要請するとともに、建設業団体においても、技能労働者に対する適切な水準の賃金の支払いなどについて決議がなされております。

また、技能労働者の処遇改善のためには、多くの事業主が建設業退職金共済制度に加入することが重要であり、建設産業政策2017+10（平成29年7月4日）において、民間工事における本制度の活用を促進することが示されたところ です。

このような技能労働者の処遇改善に向けた取組に十分なご理解をいただき、建

設工事を発注する際は、労務費（社会保険の保険料の本人負担分を含む賃金）、社会保険の法定福利費（社会保険の保険料の事業主負担分）、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額などの必要な経費を適切に見込んだ適正な価格で請負契約を締結するようお願いします。また、受注者から、物価、賃金等の変動を理由とする請負代金額の変更申請があったときは、民間工事標準請負契約約款（甲）（平成22年7月26日中央建設業審議会決定）第32条第5号等を踏まえ、柔軟に対応していただくようお願いします。

なお、建設業法第19条の3に規定されているとおり、建設工事の注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額で請負契約を締結してはならないことに、改めてご留意ください。

2. 法定福利費等の適切な支払いと社会保険への加入徹底

社会保険への加入は、労働者を雇用する事業者及び労働者にとって法令上の義務です。新労務単価においても、引き続き、技能労働者が社会保険へ加入するために必要な社会保険料の本人負担分が勘案されているほか、国土交通省直轄工事においては、平成24年4月に行われた現場管理費率式の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費についても、適切に予定価格に反映されるよう措置されているところです。

今年度国土交通省が実施した実態調査によると、民間発注工事では、公共工事に比べ、元請及び下請業者が十分な法定福利費を受け取ることができない工事の割合が多い傾向が見られることを踏まえ、民間発注工事においても、必要な法定福利費が確保されることが重要であることから、建設工事を発注するときは、法定福利費等（社会保険料の事業主負担分及び本人負担分）を適切に含んだ額で請負契約を締結するようお願いします。

なお、法定福利費相当額を含まない金額で建設工事の請負契約を締結した場合には、工事の発注者は、保険加入義務を定めた法令への違反を助長するおそれがあると同時に、建設業法第19条の3違反の当事者となるおそれがありますので、十分ご留意ください。

また、社会保険加入対策の一環として、国土交通省直轄工事においては、平成29年4月より、二次以下の下請業者についても社会保険加入企業に限定しているところであり、民間発注工事においても、法令を遵守して社会保険に適切に加入した企業による工事施工の確保を図るため、本年1月より、受注者から発注者

に対し、工事の施工について社会保険加入企業に限定する旨を誓約した「誓約書」を提出する取組を開始しており、受注者から誓約書が提出された場合には受領いただく等ご協力をお願いします。あわせて、誓約書の活用を更に進めるためには、発注者からの働きかけも重要となることから、必要に応じて、受注者に対し誓約書の提出を呼びかけるといったご配慮をいただきますようお願いいたします。

3. 適正な工期設定に伴う必要経費の確保について

工期の設定に当たっては、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（平成29年8月28日建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ）において、建設工事に従事する者の週休2日の確保などを考慮して適正な工期の設定に努めるとともに、労務費（社会保険の保険料の本人負担分を含む賃金）、社会保険の法定福利費（社会保険の保険料の事業主負担分）、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額などの必要経費にしわ寄せが生じないように、適正な工期設定に伴い必要となる諸経費を適切に請負代金に反映するよう努めるものとされたことに、改めてご留意ください。

4. 消費税の適切な支払い

平成26年4月1日の消費税率の引き上げに関連して、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が施行されたところです。引き続き、消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法を遵守し、適正な建設工事の請負契約の締結及び代金の支払いを行っていただくようお願いいたします。

以上